

答申第 258 号

平成 17 年 4 月 18 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 7 月 18 日付けで諮問された駅伝競走大会支出関係書類等一部非公開の件(諮問第 202 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 特定の連合会ブロック研修会開催費補助金に係る平成 12 年度の支出命令票のうち、特定の連合会の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。
- (2) 特定の駅伝競走大会に係る平成 12 年度の執行伺票兼支出命令票及び附属書類等のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。
 - ア 特定の駅伝競走大会の 10 回及び 20 回出場表彰予定者のうち、実際に表彰を受けた者の氏名
 - イ 物品、弁当、看板等の作成を受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
 - ウ 見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 13 年 6 月 15 日付けで、平成 12 年度に特定の連合会(以下「本件連合会」という。)に支出した命令票及び付属書類一式並びに同年度に特定の駅伝競走大会に支出した命令票及び付属書類一式(以下「本件請求文書」と総称する。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。
- イ 個人情報に記載されている行政文書であっても、条例第 1 条及び第 2 条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務がある。

ウ 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人情報の公開も広く行われるべきである。

エ 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。

オ 公金横領等の疑いを解明する裏付けにするために本件請求文書の公開請求を行ったものであり、公開を強く求める。

カ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
平成 12 年度特定の 連合会ブロック 研修会開催費補助 金(平成 13 年 4 月 2 日起案)	本件連合会が主催する研修会(以下「本件研修会」という。)の講師の氏名(以下「本件講師氏名」という。)
	本件研修会の書記(以下「本件書記」という。)の氏名(以下「本件書記氏名」という。)
	本件連合会名簿に記載された顧問の氏名(以下「本件顧問氏名」という。)
	補助金の交付先である本件連合会の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件連合会口座情報」と総称する。)
特定の駅伝競走大会ボランティア謝金(伺い)(平成 13 年 2 月 6 日起案)ほか執行伺 11 件	特定の駅伝競走大会(以下「本件大会」という。)の 10 回及び 20 回出場表彰予定者の氏名(以下「本件表彰者氏名」という。)
	ボランティアの氏名、住所及び印影(以下「本件ボランティア氏名等」と総称する。)
	入札書及び委任状に記載された代理人の氏名及び印影(以下「本件代理人氏名等」と総称する。)
	運營業務を受託した特定の協会(以下「本件協会」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件協会口座情報」と総称する。)

文書の名称	非公開情報
特定の駅伝競走大会ボランティア謝金（伺い）（平成13年2月6日起案）ほか執行伺11件（続き）	物品・弁当・看板等の作成を受注し納品した業者（以下「本件業者」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件業者口座情報」と総称する。） 見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格（以下「本件予定価格」という。）

（２）一部非公開部分について

- ア 本件行政文書のうち、本件講師氏名、本件書記氏名、本件顧問氏名、本件表彰者氏名、本件ボランティア氏名等及び本件代理人氏名等は、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。
- イ 本件行政文書のうち、本件連合会口座情報、本件協会口座情報及び本件業者口座情報は、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。
- ウ 本件行政文書のうち、本件予定価格は、公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第5条第4号本文に該当するため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

（１）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（２）条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

（ア）条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人

が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ)本件行政文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a 本件講師氏名
- b 本件書記氏名
- c 本件顧問氏名
- d 本件表彰者氏名
- e 本件ボランティア氏名等
- f 本件代理人氏名等

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア)条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ)本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ)条例第5条第1号ただし書イ該当性について

- a 本件研修会の対象者は県内の体育指導委員であり一定の者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められない。

また、研修会開催に当たっては、本件連合会が講師の氏名(一部

未定の者を除く。)を記載した開催要項を市町村に通知し、一般に公表はしていないことから、講師の氏名が不特定多数の者に周知されたとまでは認められない。

したがって、本件講師氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

b 本件書記は、体育指導委員であり、体育指導委員は非常勤公務員であるため、その氏名は市の広報等により公表されている。しかし、本件書記は、本件研修会に体育指導委員の職務として参加しているわけではないことから、本件書記氏名は、慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

c 本件表彰者氏名は、実施機関があらかじめ、表彰予定者として新聞社に情報提供しており、実際に表彰を受けた者は、誰でも参加できる状況で開催される閉会式において氏名を読み上げられるとともに、その氏名を記載した速報記録が閉会式の参加者に配布されていることから、不特定多数の者に公にされていることが認められる。

したがって、本件表彰者氏名のうち、実際に表彰を受けた者の氏名は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

d 本件行政文書に記載されているその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件研修会の開催費補助金に係る支出命令票には、補助金の振込先として本件連合会口座情報が記載されていることが認められる。本件大会に係る支出命令票及び委託料請求書には、本件大会の運営業務の委託料の振込先として本件協会口座情報が記載されていることが認められる。また、本件大会に係る執行伺票兼支出命令票及び附属書類等には、本件業者が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件連合会口座情報、本件協会口座情報及び本件業者口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件連合会口座情報、本件協会口座情報及び本件業者口座情報の管理状況について検討する。

(ウ) 本件連合会口座情報は、本件連合会が神奈川県知事（以下「知事」という。）に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件連合会口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

また、本件協会口座情報は、本件協会が本件大会の運営業務を知事から委託され、その委託料の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件協会口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件連合会口座情報及び本件協会口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件連合会又は本件協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(エ) 本件業者は、事務用品等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、本件業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件連合会口座情報及び本件協会口座情報は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

当審査会が確認したところ、本件大会実施に係る交通規制の告知看板作成及びチラシの印刷製本(以下「本件物品調達」という。)に関する見積合せ調書及び入札調書には本件予定価格が記載されていることが認められる。

実施機関は、本件予定価格について、公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため条例第5条第4号に該当すると説明している。

しかし、本件物品調達は既に完成している製品の購入ではなく、仕様書に基づいて作成されるものであり、将来において同種の物品調達があったとしてもその仕様が全く同一ということはありません。本件予定価格を公開しても、将来の予定価格を予測することには限界があると考えられる。

一方、予定価格を公開することにより、入札等が公正かつ適正に遂行されたかどうかを検討する機会が得られることは有益であり、結果として、談合を防止する効果も期待し得ると考えられる。

また、現在では、本件大会に係る同種の契約を実施機関は結んでいないことから、本件予定価格を公開することにより、入札等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、本件

予定価格は条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(5) その他

ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

イ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)カの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 7 月 18 日	諮問
7 月 25 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8 月 20 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
8 月 29 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 3 月 9 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 4 月 18 日現在）（五十音順）